

令和7年第4回伊賀市教育委員会 議事日程

令和7年3月24日 10:00～
伊賀市役所 2階 会議室202

- ・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和7年第3回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第14号 教育委員会職員の任免等について

日程第4 議案第15号 伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部改正について

議案第16号 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の一部改正について

日程第5 議案第17号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正について

議案第18号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱について

議案第19号 伊賀市指定有形文化財の指定について

日程第6 報告説明事項

- ① 令和6年第2回伊賀市議会定例会令和7年2月定例月会議 教育行政関係一般質問について
- ② 伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について
- ③ 令和7年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式について

- ④ 寄附について
- ⑤ 企画展示の実施について
- ⑥ その他

議案第 14 号

教育委員会職員の任免等について

教育委員会職員の任免等について、次のとおり承認を求める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

異動内容 別紙のとおり

部長・次長・参事		課長・室長・副参事		主幹・係長・主査	主任	係・スタッフ	会計年度任用職員
教育委員会事務局 80							
事務局長【部長級】 川部 千佳	1						
次長 中 映人	1						
社会教育推進監【次長級】 小林 さおり◎	1						
教育総務課 6		課長 森口 慎也					(一般事務補助員) 福山 さおり
		副参事 岩野 敬子	2	総務係長 (岩野 敬子)		住田 彩華	
			3	政策係長 藤岡 史江	主任 猪口 陽平		
					主任 若林 和樹		
学校施設室 5	staff	室長 中釜 悟					
			4	主幹 重根 剛	主任 中岡 沙智代	吉森 卓也	
						岡村 祐希 【新規採用】	
学校教育課 15		課長 西口 寿					(一般事務補助員) 南出 貴代
			4	学務係長 松森 文晴 主査 上谷 明日香	主任 大門 法子	松尾 志織 【新規採用(育代)】	(一般事務補助員) 栗栖 明世
		副参事(管理主事) 太田 健二	9	主幹兼指導教職員係長 村田 憲彦 主幹(指導主事) 大垣内 亜紀 主幹(指導主事) 師井 佐知子 主幹(指導主事) 百地 大輔 主幹(指導主事) 富田 敦子 主幹(指導主事) 國森 元太 主査(指導主事) 中 仁美 【新規採用】 主査(指導主事) 松村 晋 【新規採用】			
		【不登校児童生徒支援担当】	1		主任 鎌 晴美 【新規採用】		
いがっこ給食センター夢 2	staff	所長 一路 勝巳					
			1		主任 井戸 可葉子 【短・定期再任用】		
いがっこ給食センター元気 2	staff	所長 東構 清隆					(一般事務補助員) 井野 真美子
			1	主査 森脇 清			
桃青の丘幼稚園 8		園長 松永 愛					
			7	教頭 細谷 千波 松並 悅子	後藤 友貴 森下 真実	堀川 蒼生 尾崎 佳菜 藪内 都菜実	

部長・次長・参事	課長・室長・副参事			係・スタッフ	
小学校 16	上野東小学校	5		給 森岡 すず 【暫定再任用】	給 出口 佐津紀 【暫定再任用】
				給 山本 陽子	給 永井 瑞代 【定年引上】
				給 福谷 初美 【暫定再任用】	
	上野西小学校	6		給 森岡 みほ	給 藤本 美佐子 【暫定再任用】
				給 山本 智代美	給 藤森 優子 【暫定再任用】
				給 稲地 多佳子 【暫定再任用】	
	久米小学校				
	成和西小学校				
	上野北小学校				
	三訪小学校				
	府中小学校				
	中瀬小学校				
	友生小学校	4		給 高尾 泰子 【暫定再任用】	給 田中 真由美 【定年引上】
				給 井上 由佳	給 赤井 美裕紀 【暫定再任用】
	成和東小学校				
	上野南小学校				
	柘植小学校				
	西柘植小学校				
	壬生野小学校				
	島ヶ原小学校				
	阿山小学校	1			用 早瀬 真由美
	大山田小学校				
	青山小学校				
中学校 6	崇広中学校	1			用 松岡 紀子 【暫定再任用】
	緑ヶ丘中学校	1			用 辻村 智恵美 【暫定再任用】
	城東中学校	1			用 稲葉 千栄
	上野南中学校	1			用 中森 千賀子 【定年引上】
	柘植中学校				
	霧峰中学校				
	島ヶ原中学校				
	阿山中学校	1			用 林崎 美登里 【定年引上】
	大山田中学校				
	青山中学校	1			用 杉森 智美 【暫定再任用】

部長・次長・参事		課長・室長・副参事		主幹・係長・主査	主任	係・スタッフ	会計年度任用職員
生涯学習課 7		課長 藤島 月美					(一般事務補助員) 谷口 枝美
			4	主幹兼生涯学習係長 高見 有紀 主幹(生涯学習担当) 本田 真章	社会教育主事 主任 西口 修身	伊藤 真穂	(一般事務補助員) 稻森 裕美
			2	主幹兼人権同和教育係長 梅田 佳生 主査 宮田 茂光			(一般事務補助員) 林 哲朗
文化財課 7		課長 笠井 賢治					(一般事務補助員) 武内 真美
			5	主幹兼文化財係長 福島 伸孝	主任 松本 知恵 主任 西口 溫子◎ 主任 松田 久司	清山 隆	
			1	歴史資料係長 山本 厚◎			
中央公民館	staff	館長(藤島 月美)					
				主幹(高見 有紀) 主幹(本田 真章)	主任(西口 修身) (伊藤 真穂)		
上野図書館 3	staff	館長(小林 さおり)					(一般事務補助員) 清原 桃花
			3	主幹 中田 光裕	主任 村田 智美 主任 田中 志奈◎		
いがまち分館	staff	館長(小林 さおり)		主幹(中田 光裕)	主任(村田 智美) 主任(田中 志奈)		
島ヶ原分館	staff	館長(小林 さおり)		主幹(中田 光裕)	主任(村田 智美) 主任(田中 志奈)		
大山田分館	staff	館長(小林 さおり)		主幹(中田 光裕)	主任(村田 智美) 主任(田中 志奈)		
青山分館	staff	館長(小林 さおり)		主幹(中田 光裕)	主任(村田 智美) 主任(田中 志奈)		

議案第15号

伊賀市学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部改正について

伊賀市学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部改正について下記のとおり検討を求める。

令和7年3月24日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- | | |
|--------|---|
| 1 改正理由 | 令和6年12月23日付けで三重県教育委員会教育長より「栄養教諭に準ずる職務に従事する講師の新設について」の通知が出されたことに伴い、所要の改正を行おうとする。 |
| 2 改正内容 | 別紙のとおり |
| 3 施行期日 | 令和7年4月1日 |

伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則（平成 16 年教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 10 項中「及び学校栄養職員」を削り、同条に次の 1 項を加える。

11 学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

第 31 条第 1 項中「講師、」の次に「講師（栄養）、臨時学校栄養職員、」を加え、同条第 7 項を第 9 項とし、第 4 項から第 6 項までを 2 項ずつ繰り下げる、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 講師（栄養）は、栄養教諭に準ずる職務に従事する。

5 臨時学校栄養職員は、学校栄養職員に準ずる職務に従事する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則</p> <p>第1条～第29条（略）</p> <p>（常勤の職員）</p> <p>第30条 学校に校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭又は学校栄養職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭又は学校栄養職員を置かないことができる。</p> <p>2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>3 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ、児童生徒の教育又は幼児の保育をつかさどる。</p> <p>4 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。</p> <p>5 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>6 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>7 教諭は、児童生徒の教育又は幼児の保育をつかさどり、教育活動及び生徒指導などを通じて学校運営に参画する。</p> <p>8 養護教諭は、児童生徒又は幼児の養護をつかさどり、保健及び健康教育などを通じて学校運営に参画する。</p> <p>9 事務職員は、学校事務をつかさどり、学校経営、総務、財務、涉外等の領域に関する事務などを通じて学校運営に参画する。</p> <p>10 栄養教諭は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどり、食教育及び栄養指導などを通じて学校運営に参画する。</p> <p>11 学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p>	<p>伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則</p> <p>第1条～第29条（略）</p> <p>（常勤の職員）</p> <p>第30条 学校に校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭又は学校栄養職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭又は学校栄養職員を置かないことができる。</p> <p>2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>3 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ、児童生徒の教育又は幼児の保育をつかさどる。</p> <p>4 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。</p> <p>5 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>6 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>7 教諭は、児童生徒の教育又は幼児の保育をつかさどり、教育活動及び生徒指導などを通じて学校運営に参画する。</p> <p>8 養護教諭は、児童生徒又は幼児の養護をつかさどり、保健及び健康教育などを通じて学校運営に参画する。</p> <p>9 事務職員は、学校事務をつかさどり、学校経営、総務、財務、涉外等の領域に関する事務などを通じて学校運営に参画する。</p> <p>10 <u>栄養教諭及び学校栄養職員</u>は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどり、食教育及び栄養指導などを通じて学校運営に参画する。</p>

改正後	改正前
第31条 学校に前条に定めるもののほか、必要により養護助教諭、講師、 <u>講師（栄養）</u> 、臨時学校栄養職員、用務員、調理員又は教育支援員を置く。	第31条 学校に前条に定めるもののほか、必要により養護助教諭、講師、用務員、調理員又は教育支援員を置く。
2 養護助教諭は、養護教諭の職務を助け、必要に応じて養護教諭に準ずる職務に従事する。	2 養護助教諭は、養護教諭の職務を助け、必要に応じて養護教諭に準ずる職務に従事する。
3 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。	3 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。
4 講師（栄養）は、栄養教諭に準ずる職務に従事する。	
5 臨時学校栄養職員は、学校栄養職員に準ずる職務に従事する。	
6 用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。	4 用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。
7 調理員は、学校給食の調理に従事する。	5 調理員は、学校給食の調理に従事する。
8 教育支援員は、児童生徒又は幼児の介助に従事する。	6 教育支援員は、児童生徒又は幼児の介助に従事する。
9 第1項に定める職員のほか、学校に必要な職員を置くことができる。	7 第1項に定める職員のほか、学校に必要な職員を置くことができる。
第32条～第74条（略）	第32条～第74条（略）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 16 号

伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の一部改正について

下記のとおり伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の一部改正について下記のとおり検討を求める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 令和 7 年 4 月 1 日から、久米小学校・島ヶ原小学校・青山小学校がいがっこ給食センター元気に、島ヶ原中学校がいがっこ給食センター夢に移行するため、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めた要領の一部を改正しようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の一部を改正する告示
伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領（令和5年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2号様式納入箇所の欄中「□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校」を「□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の一部を改正する告示新旧対照表

改正後				改正前					
○伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領									
第2号様式(第2条関係)				第2号様式(第2条関係)					
伊賀市自校式学校給食用物資納入希望品目表									
※1 納入しようとする品目の希望欄に○を付けてください。				※1 納入しようとする品目の希望欄に○を付けてください。					
※2 配送を希望される学校を□に付けてください。				※2 配送を希望される学校を□に付けてください。					
業者名				業者名					
	分 類	希望 ※1	品 名 例		分 類	希望 ※1	品 名 例		
年間契約	*	牛乳、パン、米麦	三重県学校給食会が指定するもの	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校	年間契約	*	牛乳、パン、米麦	三重県学校給食会が指定するもの	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
組合調達	*	牛肉	原則として伊賀産(黒毛和種)または国内産(黒毛和種)	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校	組合調達	*	牛肉	原則として伊賀産(黒毛和種)または国内産(黒毛和種)	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	*	豚肉	原則として三重県産または国内産	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		*	豚肉	原則として三重県産または国内産	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
月間契約	*	地場産野菜類等	伊賀地域産の野菜(葉物、根葉)、果物類、乾燥大豆、菜種油、黒米、そらめん(伊賀の糸)など	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校	月間契約	*	地場産野菜類等	伊賀地域産の野菜(葉物、根葉)、果物類、乾燥大豆、菜種油、黒米、そらめん(伊賀の糸)など	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	①	生鮮野菜(葉物)類	キャベツ、なす、ねぎ、ほうれん草、小松菜、もやし、きのこ類など	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		①	生鮮野菜(葉物)類	キャベツ、なす、ねぎ、ほうれん草、小松菜、もやし、きのこ類など	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	②	生鮮野菜(根茎)類	にんじん、玉ねぎ、だいこん、ごぼう、にんにく、しょうが、じゃがいも、さつまいもなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		②	生鮮野菜(根茎)類	にんじん、玉ねぎ、だいこん、ごぼう、にんにく、しょうが、じゃがいも、さつまいもなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	③	果実類	りんご、みかん、なし、いちごなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		③	果実類	りんご、みかん、なし、いちごなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	④	鶏肉	原則として三重県産または国内産	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		④	鶏卵	原則として伊賀産	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	⑤	豆腐類	原則として伊賀産大豆を使用した豆腐、油あげなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		⑤	豆腐類	原則として伊賀産大豆を使用した豆腐、油あげなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	⑥	乾物・デザート類	菓めし、そらめん、ぎょうざの皮、生パン粉、煮込み餅、冷凍すいとん、ちまき、国産100%ジュース(みかん、りんご、ぶどう)、だんご(三色、白玉)、さんよう、乾燥かりり梅、生むき芋、マカロニ(シェル)、うき粉、おから、きなこ、こしあん、小豆、純ココア、カット湯葉、無糖練乳、消耗品の一部など	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		⑥	乾物・デザート類	菓めし、そらめん、ぎょうざの皮、生パン粉、煮込み餅、冷凍すいとん、ちまき、国産100%ジュース(みかん、りんご、ぶどう)、だんご(三色、白玉)、さんよう、乾燥かりり梅、生むき芋、マカロニ(シェル)、うき粉、おから、きなこ、こしあん、小豆、純ココア、カット湯葉、無糖練乳、消耗品の一部など	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	⑦	魚介類	魚類、いか、えびなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		⑦	魚介類	魚類、いか、えびなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
学期契約	加工品等				学期契約	加工品等			
	①	穀類	米粉、小麦粉、ベーキングパウダー、パン粉、マカロニ、スパゲティ、中華麺、冷凍うどんなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		①	穀類	米粉、小麦粉、ベーキングパウダー、パン粉、マカロニ、スパゲティ、中華麺、冷凍うどんなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	②	いも及びでんぶん類	ダイスボト、はるさめ、でんぶん、こんにゃく板、つき、糸、サラダなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		②	いも及びでんぶん類	ダイスボト、はるさめ、でんぶん、こんにゃく板、つき、糸、サラダなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	③	砂糖	砂糖、グラニュー糖、黒砂糖など	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		③	砂糖	砂糖、グラニュー糖、黒砂糖など	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	④	豆類	乾燥大豆(三重県産)、豆乳、高野豆腐、ひきわり納豆など *乾燥大豆(伊賀産)は上記、地場産野菜類に含む	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		④	豆類	乾燥大豆(三重県産)、豆乳、高野豆腐、ひきわり納豆など *乾燥大豆(伊賀産)は上記、地場産野菜類に含む	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	⑤	種実類	ごまなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		⑤	種実類	ごまなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	⑥	野菜類	切干大根、たけのこ水煮、ぜんまい水煮、キムチ、漬物、冷凍コーンなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		⑥	野菜類	切干大根、たけのこ水煮、ぜんまい水煮、キムチ、漬物、冷凍コーンなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	⑦	ジャム	食用ジャム(りんご、いちご、ブルーベリー)、メープルジャムなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		⑦	ジャム	食用ジャム(りんご、いちご、ブルーベリー)、メープルジャムなど	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校
	⑧	きのこ・藻類	干し椎茸、ひじき、わかめ、あおさ、もずく、青のり粉、昆布、海苔、粉末寒天など	□上野東小学校 □上野西小学校 □友生小学校		⑧	きのこ・藻類	干し椎茸、ひじき、わかめ、あおさ、もずく、青のり粉、昆布、海苔、粉末寒天など	□上野東小学校 □上野西小学校 □久米小学校 □友生小学校 □島ヶ原小中学校 □青山小学校

改正後

学期契約 ❸	⑨魚介類	ライトツナ油漬け、ツナ水煮、鯖フレーク、かつお節、焼きちくわなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校
	⑩肉類・卵類	ワインナー、ペーコン、焼き豚、たまご水煮、うずら水煮など	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校
	⑪乳類	牛乳、生クリーム、チーズなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校
	⑫油脂類	サラダ油、白絞油、ごま油、オリーブ油、ラード、エッグケアマヨネーズ、バターなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校
	⑬調味料及び香辛料	しょうゆ、ソース、ケチャップ、清酒、みりん、ワイン、塩、みそ、酢、ポン酢レモン、胡椒、カレー粉、チリパウダー、パプリカ、バジル、オールスパイス、ターメリック、ナツメグ、シナモン、ゆかり、一味唐辛子、洋からし粉、粒マスター、コチジャン、豆板醤、ねり醤、フルーツチャツキ、だし用かつお、ベイリーフ、カレールウ、ハヤシルウ、コンソメ、中華だしなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校
	⑭菓子・デザート類	ヨーグルト、ゼリーなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校
	⑮消耗品等	紙ナフキン、ゼリーカップ、グラタンカップ、ゼリーカップ、デザート用スプーン(個包装)など	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校
	⑯防災用品・非常食	災害用袋入りレトルトカレーなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校

特記事項【地産地消(伊賀産)品の取り扱い】

品 名	備 考
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

* 第2号様式は裏面で印刷してください

改正前

学期契約 ❸	⑨魚介類	ライトツナ油漬け、ツナ水煮、鯖フレーク、かつお節、焼きちくわなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校
	⑩肉類・卵類	ワインナー、ペーコン、焼き豚、たまご水煮、うずら水煮など	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校
	⑪乳類	牛乳、生クリーム、チーズなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校
	⑫油脂類	サラダ油、白絞油、ごま油、オリーブ油、ラード、エッグケアマヨネーズ、バターなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校
	⑬調味料及び香辛料	しょうゆ、ソース、ケチャップ、清酒、みりん、ワイン、塩、みそ、酢、ポン酢レモン、胡椒、カレー粉、チリパウダー、パプリカ、バジル、オールスパイス、ターメリック、ナツメグ、シナモン、ゆかり、一味唐辛子、洋からし粉、粒マスター、コチジャン、豆板醤、ねり醤、フルーツチャツキ、だし用かつお、ベイリーフ、カレールウ、ハヤシルウ、コンソメ、中華だしなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校
	⑭菓子・デザート類	ヨーグルト、ゼリーなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校
	⑮消耗品等	紙ナフキン、ゼリーカップ、グラタンカップ、ゼリーカップ、デザート用スプーン(個包装)など	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校
	⑯防災用品・非常食	災害用袋入りレトルトカレーなど	<input type="checkbox"/> 上野東小学校 <input type="checkbox"/> 上野西小学校 <input type="checkbox"/> 久米小学校 <input type="checkbox"/> 友生小学校 <input type="checkbox"/> 島ヶ原小学校 <input type="checkbox"/> 青島小学校

特記事項【地産地消(伊賀産)品の取り扱い】

品 名	備 考
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

* 第2号様式は裏面で印刷してください

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正に
係る承認について

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱（令和元年教育委員会告示第 18 号）の一部改正について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 旧上野市庁舎改修工事について引き続き、専門的な見地から指導・助言を受けるため、所要の改正の承認を求めようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱（令和元年9月25日教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討 委員会設置条例 令和元年9月25日教育委員会告示第18号</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>令和8年3月31日</u>までとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討 委員会設置要綱 令和元年9月25日教育委員会告示第18号</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>令和7年3月31日</u>までとする。</p>

改正前

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

令和元年9月25日教育委員会告示第18号

(設置)

第1条 市指定有形文化財旧上野市庁舎の保存と活用を図り、次世代に継承するための「旧上野市庁舎保存活用計画」を策定するに当たり、学識経験者等から専門的な指導・助言を受けるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験者

（2） その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改正後

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

令和元年9月25日教育委員会告示第18号

(設置)

第1条 市指定有形文化財旧上野市庁舎の保存と活用を図り、次世代に継承するための「旧上野市庁舎保存活用計画」を策定するに当たり、学識経験者等から専門的な指導・助言を受けるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験者

（2） その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 18 号

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱に係る承認について

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 承認理由

委員の任期満了に伴い、引き続き、委員から指導・助言を受けるため、委員の委嘱に係る承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり

3 委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会 委嘱委員名簿

要綱	氏名	役職等	備考
第3条第2項（1）	すがわら よういち 菅原 洋一	三重大学 名誉教授	再任
第3条第2項（1）	はたなか しげみつ 畠中 重光	岐阜市立女子短期大学 学長	再任
第3条第2項（1）	あじさか とおる 鰐坂 徹	一級建築士事務所 鰐坂建築研究所（元鹿児島大学教授）	再任

委嘱期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

^

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

令和元年9月25日教育委員会告示第18号

(設置)

第1条 市指定有形文化財旧上野市庁舎の保存と活用を図り、次世代に継承するための「旧上野市庁舎保存活用計画」を策定するに当たり、学識経験者等から専門的な指導・助言を受けるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験者

（2） その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則

この告示は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 19 号

伊賀市指定有形文化財の指定について

伊賀市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記について伊賀市指定有形文化財への指定を求める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

指定を求める文化財

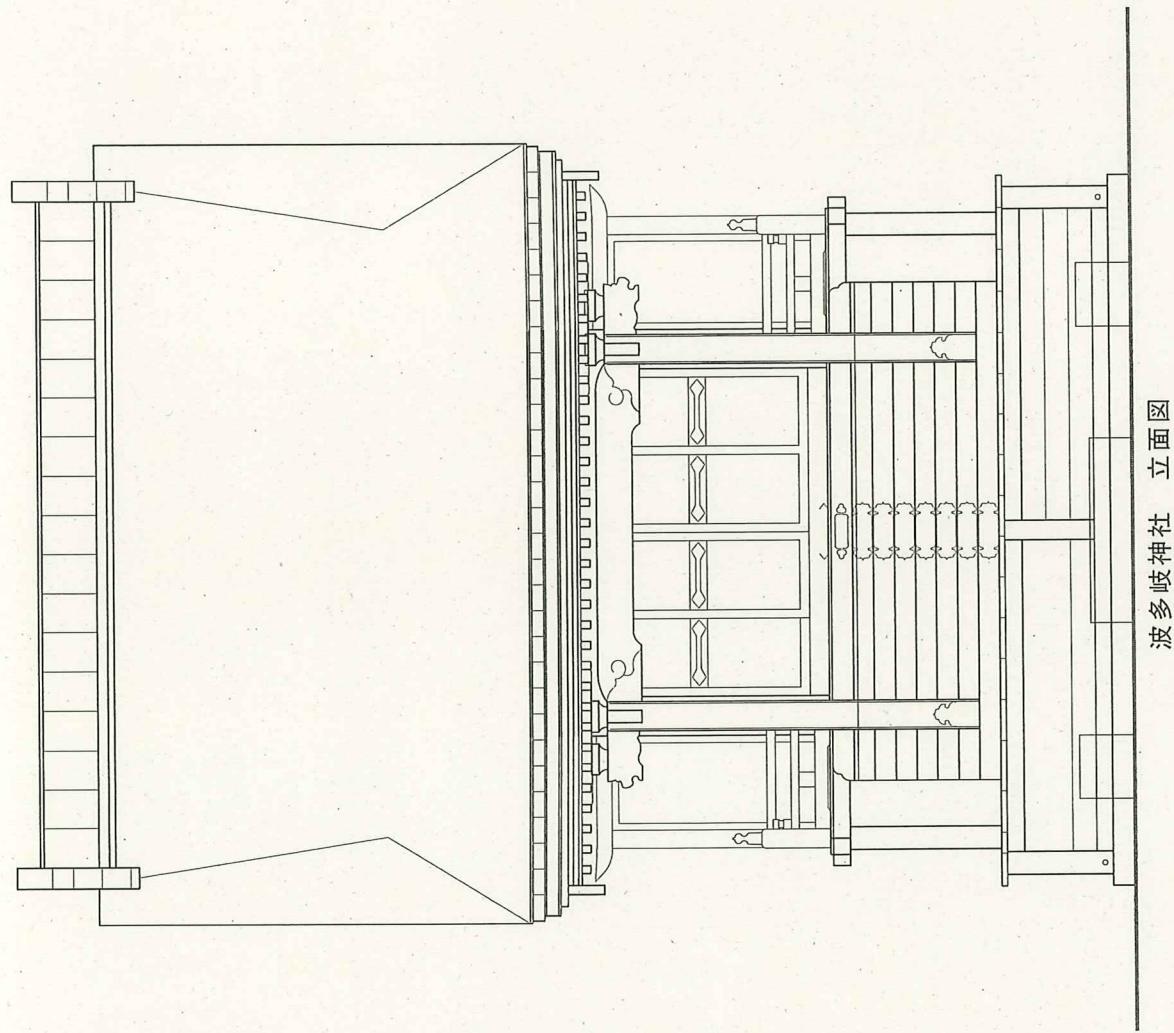
- ・市指定有形文化財【建造物】 波多岐神社本殿 附棟札 15 枚
(伊賀市土橋 波多岐神社)
- ・市指定有形文化財【建造物】 上野公園慰靈塔 附獻詩碑 鉄製花台一対 手水塔
(伊賀市上野丸之内 伊賀市)

伊賀市文化財調査票書式（有形文化財）

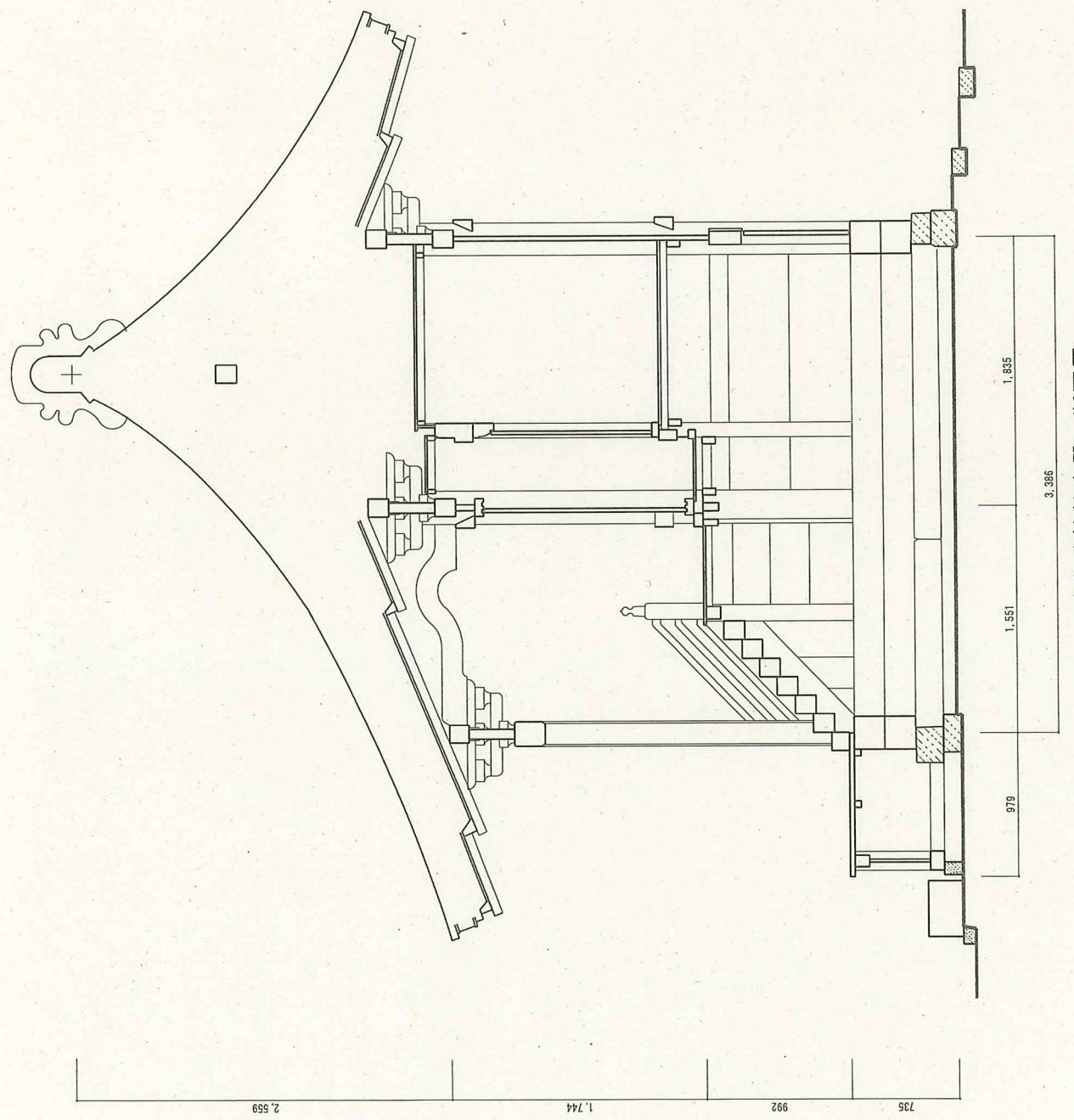
よみがな	はたきじんじやほndeん つけたりむなふだじゅうごまい
文化財名称	波多岐神社本殿 附棟札 15枚
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 建造物 <input type="checkbox"/> 絵画 <input type="checkbox"/> 彫刻 <input type="checkbox"/> 工芸品 <input type="checkbox"/> 書跡・典籍・古文書 <input type="checkbox"/> 歴史資料 <input type="checkbox"/> 考古資料
所在地	三重県伊賀市土橋 752番地
所有者（団体）名	宗教法人 波多岐神社 代表役員 米森正治
所有者（団体）住所	三重県伊賀市土橋 752番地
管理者（団体）名	宗教法人 波多岐神社 代表役員 米森正治
管理者（団体）住所	三重県伊賀市土橋 752番地
寸法、重量及び材質	木造一間社流造、向拝、浜縁、三方高欄付縁、銅板葺
その他の特徴	桁行一間(2.130m)、梁間一間(1.835m)
製作の年代又は時代を示す奥書、銘文等	<p>波多岐神社は伊賀市土橋に所在し、オオササギノミコト(仁徳天皇)を祭神とし、敢国神社(一ノ宮)と小宮神社(二ノ宮)に次いで「三ノ宮」と称される。土橋、東条、西条、山神、印代の5区の惣社であり、「延喜式神名帳」に「波太伎神社」と見える延喜式内社の1つである。</p> <p>波多岐神社本殿は、境内地北側の玉垣内北寄りに所在し、木造一間社流造、屋根は銅板葺で彩色が残されている。平成7(1995)年の改修により土居や脇障子、縁板や高欄、木階や床下の壁板が新材に更新されているが、身舎の丸柱4本と廻縁より上部の胴羽目板や長押、木鼻や組物、蟇股や大瓶束、破風板や懸魚、垂木など、また、向拝の角柱2本や頭貫、木鼻や海老虹梁、蟇股や組物などの部材は、建立時のものが保存されている可能性が高い。</p>
製作の沿革又は由来	本殿の身舎丸柱上には組物があり、頭貫の木鼻はいずれも象や獅子など獣身の丸彫が施される。正面、背面、両妻の蟇股にも浮彫が見える。妻飾は、虹梁に大瓶束を置き、その上に組物を置いて棟木を支えている。軒は、二軒繁垂木である。身舎と向拝の繋ぎには海老虹梁を用い、向拝の柱は、角柱で柱上に組物を置き、水引虹梁の端部は獅子鼻、中部分には浮彫を施した蟇股が置かれている。

製作の沿革又は由来	<p>細部の意匠を見ると絵様の彫りは全体的には浅く、彫幅が狭い。妻面の虹梁の絵様は、渦と先が分かれた若葉、身舎と向拝を繋ぐ海老虹梁の絵様は、身舎側が木瓜渦、向拝側が単純な渦で、先が分かれた若葉を伴う。ともに若葉の根元は渦から離れ、袖切は緩やかな上下のS字曲線を渦の円弧で繋ぎ、眉欠の線は細く、彫りも浅い。</p> <p>本殿の創建にかかると考えられる3枚の棟札がある。部材の一部(垂木など)に慶長期のものが使用されている可能性があるが、本殿の木部や意匠、棟札から考えるとその建立時期は17世紀中ごろと考えられる。</p> <p>(棟札) 17世紀代の棟札</p> <p>慶長9(1604)年「三之宮大明神」造宮、遷宮(2枚の棟札)</p> <p>明暦2(1656)年「中興造立遷宮三宮宇都可大明神」</p> <p>元禄8(1695)年「奉破損三宮宇都可大明神遷宮」</p>
維持及び保存の方 法	<p>神社所蔵の棟札によれば、元禄8(1695)年以降、宝永2(1705)年(上葺・彩色)、享保12(1727)年(上葺)、明和7(1770)年(上葺・彩色)、天明4(1784)年(上葺)、文化4(1807)年(遷宮)、天保7(1836)年(遷宮)、安政6(1859)年(遷宮)、明治13(1880)年(葺替・遷宮)、昭和36(1961)年(遷宮)、昭和47(1972)年(遷宮)、昭和57(1982)年(葺替・遷宮)(※慶長9年の2枚を含め、本殿修理にかかる棟札は15枚)、平成7(1995)年改修(※写真資料)により建立以後、江戸期から近現代まで葺き替えなどの修理を行ないながら本殿が維持されてきたことが分かる。とくに文化4(1807)年、「當社是迄板屋祢也今年新成檜皮葺并彩色畢」と見え、板葺きから檜皮葺きに、昭和57(1982)年、「就御屋根葺替銅板葺」とあり、屋根が銅板葺きとなつたことが分かる。</p> <p>なお、波多岐神社には本殿や境内社、合祀前の神社などにかかる江戸から令和に至る棟札が86枚保管されており、波多岐神社本殿及び境内社、合祀にかかる棟札などは30枚を数える。</p> <p>棟札からは、土橋、東条、西条、山神、印代の5区の先人と氏子による神社護持の活動によって今まで本殿の保存が図られてきた</p>

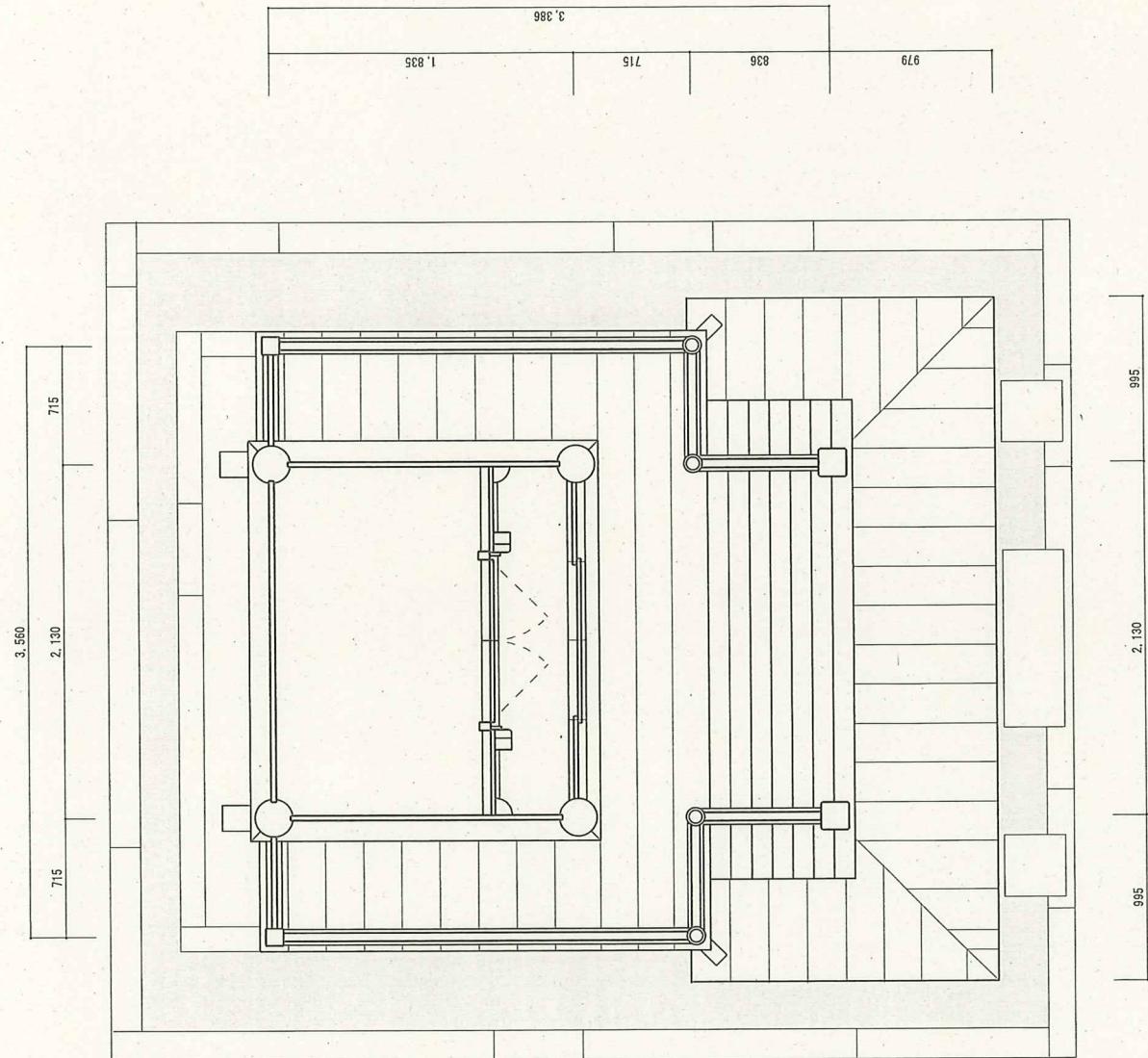
	ことがうかがえる。
文化財としての価値	<p>波多岐神社本殿は、建立から現在に至るまで土橋、東条、西条、山神、印代地区の人々が、屋根の葺き替えや修理などを連綿と行ない、その結果として良好な保存が図られてきた。江戸前期の姿を今に伝える本殿は、地域が守り伝えてきた神社建築として貴重であり、文化財として後世に伝えていくべき建造物である。</p> <p>なお、本殿修理にかかる棟札 15 枚について、建設時から現在に至るまでの当該建造物の来歴を考える上で、欠かせない重要な資料であることから附として保存の措置を講ずる必要がある。</p>
その他参考となる事項	<p>『三重県の地名』1983年5月 平凡社</p> <p>『波多岐神社社誌』昭和 62(1987)年 9月 波多岐神社</p> <p>『市街地建造物緊急調査報告書』平成 11(1999)年 3月 上野市教育委員会</p> <p>『三重県史 別編 建築』平成 15(2003)年 3月 三重県</p> <p>『上野市史 文化財編』平成 16(2004)年 8月 上野市</p>
調査者（年月日）	<p>滝井利彰 令和 5 年 2 月 15 日 (建物調査)</p> <p>事務局 令和 5 年 6 月 21 日 (棟札調査)</p> <p>事務局 令和 5 年 7 月 18 日、11 月 28 日 (地域協議)</p> <p>事務局 令和 6 年 8 月 24 日 (総代会現地説明)</p>
文化財指定	有形文化財 (建造物)



波多岐神社 立面図



波多岐神社本殿 断面図



波多岐神社 平面図

波多岐神社本殿 附棟札15枚 【本殿】



波多岐神社本殿 附棟札15枚 【本殿細部意匠】



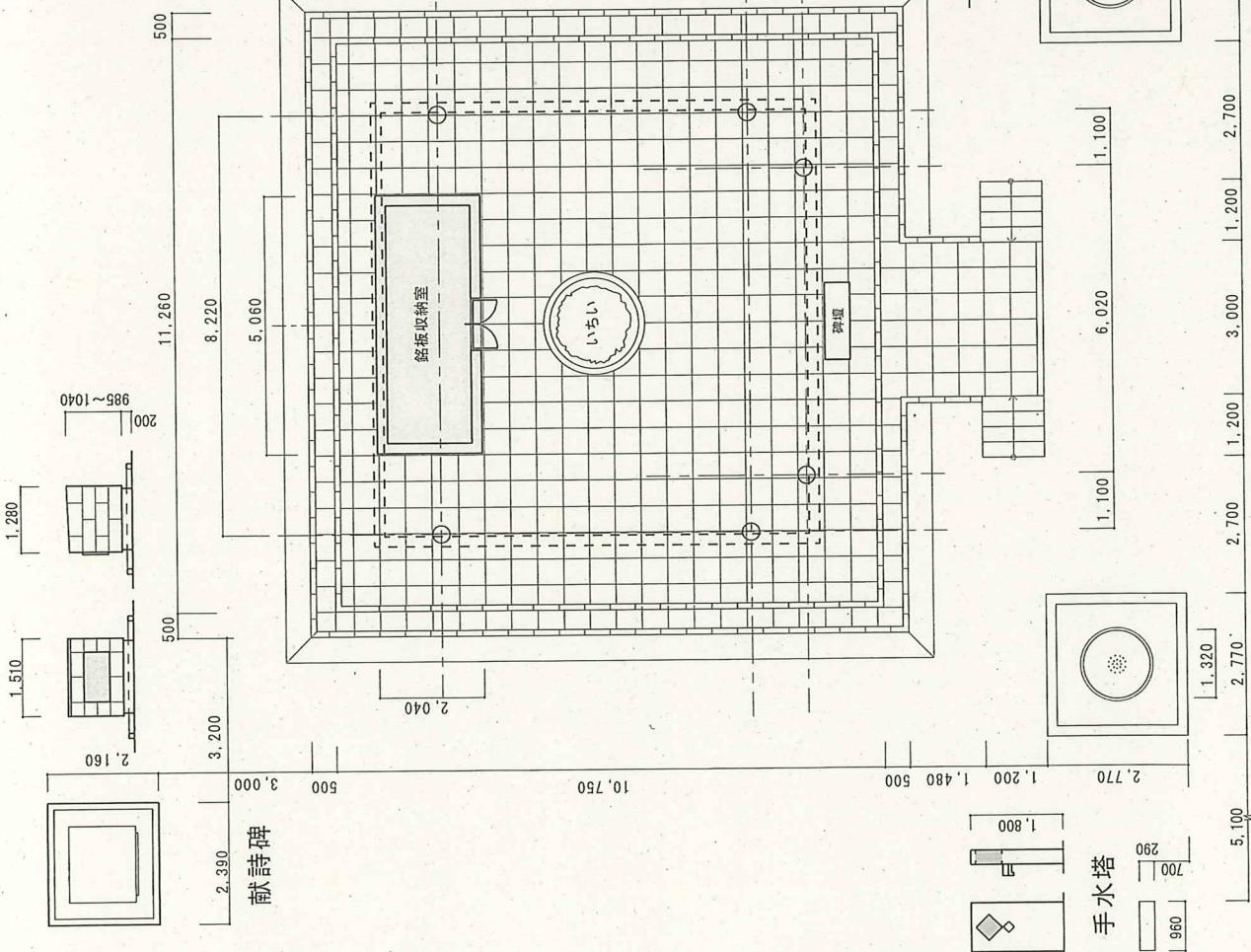
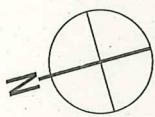
番号	年代				銘文				形状				法量(cm)			
	和暦	西暦	月	日	記載の有無	社名 (祭神名)	造當内容	梵字	頭部	釘穴	切欠	総高	肩高	肩幅	下幅	材厚
1	慶長9	1604	9	-	表	三之宮	造宮	有	尖頭	有	無	102.4	101.3	11.1	10.9	0.9
2	慶長9	1604	9	-	表	三之宮	遷宮	有	尖頭	有	無	45.8	45.0	14.3	14.8	0.9
3	明暦2	1656	2	-	表	三之宮・宇 都可	中興造立・遷 宮	有	尖頭	有	無	110.9	109.8	14.2	13.3	1.6
4	元禄8	1695	4	-	表裏	三之宮・宇 都可	遷宮	有	尖頭	有	無	87.5	84.8	13.0	13.0	0.9
5	宝永2	1705	9	18	表裏	三之宮	上葺・彩色	有	尖頭	有	無	59.0	58.1	12.8	11.4	1.4
6	享保12	1727	閏1	28	表裏	宇都可	上葺	有	尖頭	有	無	102.4	101.0	20.4	19.9	1.0
7	明和7	1770	3	18	表	宇都可	上葺・彩色	有	尖頭	無	無	152.0	150.4	23.7	23.7	1.2
8	天明4	1784	3	-	表裏	三之宮	上葺	有	尖頭	無	無	85.2	83.6	17.6	11.7	1.0
9	文化4	1807	4	28	表裏	三之宮・宇 都可	遷宮	有	尖頭	無	無	90.3	87.3	17.1	16.4	1.9
10	天保7	1836	6	28	表裏	三之宮・宇 都可	遷宮	有	尖頭	無	無	115.7	114.6	27.2	27.2	1.2
11	安政6	1859	8	14	表裏	三之宮・宇 都可	遷宮	有	尖頭	無	無	107.5	105.9	20.8	19.6	1.5
12	明治13	1880	5	12	表裏	波多岐	葺替・遷宮	無	尖頭	無	無	95.5	92.8	23.6	17.9	2.2
13	昭和36	1961	10	4	表裏	波多岐	遷宮	無	尖頭	無	無	140.5	136.6	19.7	17.2	1.5
14	昭和47	1972	11	25	表裏	波多岐	遷宮	無	尖頭	無	無	91.5	88.9	24.0	24.0	0.7
15	昭和57	1982	10	-	表裏	波多岐	葺替・遷宮	無	尖頭	無	無	116.2	106.1	36.5	24.5	2.0

伊賀市文化財調査票

よみがな	うえのこうえんいれいとう つけたり けんしひ てつせいはなだ いいいつつい てみずとう
文化財名称	上野公園慰靈塔 附獻詩碑 鉄製花台一対 手水塔
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 建造物 <input type="checkbox"/> 絵画 <input type="checkbox"/> 彫刻 <input type="checkbox"/> 工芸品 <input type="checkbox"/> 書跡・典籍・古文書 <input type="checkbox"/> 歴史資料 <input type="checkbox"/> 考古資料
所在地	伊賀市上野丸之内 117 番 13
所有者(団体)名	伊賀市
所有者(団体)住所	三重県伊賀市四十九町 3184 番地
管理者(団体)名	伊賀市
管理者(団体)住所	三重県伊賀市四十九町 3184 番地
寸法、重量及び材質	構造規模等 慰靈塔 鉄筋コンクリート造 1階建 8.7m×8.7m 高さ 5.5m 銘板収納庫 花崗岩切出小叩き 5.0m×2.0m 高さ 3.8m 銘板 花崗岩本磨き (日建設計工務寄贈) 附 献詩碑 1.5m×1.3m 高さ 1.0m 花崗岩切出小叩き 鉄製花台一対 鉄製塗装 直径 1.3m 高さ 0.9m 三脚付 (遺族会寄贈) 手水塔 1.0m×0.3m 高さ 1.8m 花崗岩本磨き (昭和 38 年 5 月 遺族会寄贈)
製作の年代又は時代を示す奥書、銘文等	懸賞競技入選者 小倉傳治 設計監理 日建設計工務株式会社 施工 大興土建株式会社 昭和 30 年 (1955) 5 月完成
製作の沿革又は由来	昭和 22 年 (1947) 5 月 有志の呼びかけにより 上野市遺族会が発足。 昭和 28 年 (1953) 1 月 遺族会で 慰靈塔 の建設を計画、翌昭和 29 年 (1954) 遺族会と 豊岡益人 上野市長 他 75 名 が建設委員となり 慰靈塔 の設計案を 建築関係の雑誌社 の協力を得て 全国から 募集するものとし、審査委員に 城戸久 名古屋工業大学教授、瀧澤眞弓 大阪市立大学教授、及び 豊

	<p>�冈益人上野市長を選任する。全国から 230 点の応募があり、金賞 1 点に小倉傳治氏（東京都新宿区上落合 2 丁目 832 番地）の案が選ばれる。この設計案を受け設計監理を日建設計工務株式会社大阪事務所が、工事施工を大興土建株式会社が担当し、昭和 30 年（1955）5 月に竣工、同年 10 月 1 日に竣工式典が挙行され遺族ら約 1500 人（朝日新聞）が参列した。建設費総額約 200 万円は市費及び遺族会の他一般市民の寄付による。</p>
維持及び保存の方 法	<p>建設から 30 年を経過し、破損個所が顕著となり昭和 61 年（1986）2 月市により屋根や慰霊塔周辺の修理工事が行われた。この時、銘板収納室に収められた英靈の名を刻んだ銅板も新しく取り替えられた。また令和 5 年（2023）には壁面の洗浄などの美装工事が行われている。日常の維持管理は遺族会各地区輪番による清掃活動等が実施されている。</p>
文化財としての価 値	<p>設計競技における審査評に「在来の記念建造物（モニュメント）の観念を一切放下した観があり、独創的にして他に比類を見ざる点を多とする。但し、その意想には、日本古来の神籬<small>ひもうぎ</small>の精神に通じるものがあり中央の樹木を選ぶことによって人工と自然との調和を得ることが出来よう。」（上野市広報 昭和 29 年 8 月 5 日）と評価されている。</p> <p>慰霊塔建築はコンクリート平板が敷かれた 12m 四方の基壇に直径 30 cm 程の 6 本のコンクリート研ぎ出し仕上げの円柱が高さ 3m、四方 8m 超の大きな壁面を支える。壁面の仕上げはコンクリート研り仕上げで、これらの表情は、古来の概念を超えたモダニズム精神の表れでもある。また基壇奥の銘板収納室の外壁面は花崗岩の小叩き仕上げで、正面扉上部は黒御影石本磨きに「慰霊」の文字が彫られている。さらに中央に「いちい」の木が植えられた様で、これらは審査評のとおりコンクリートに囲まれた人工空間に自然を対比、調和を図る意図が実現されたものとも言える。</p> <p>また、慰霊塔の北西に位置する献詩碑は、懸賞競技入選者である</p>

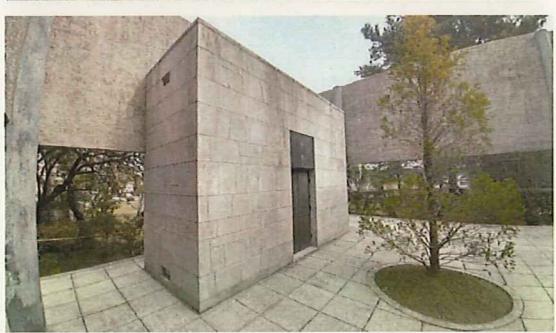
	<p>小倉傳治氏が戦没者への慰靈の思いを詩として献じた石碑であり、慰靈塔と同時に上野市遺族会（現伊賀市遺族会）から寄贈された慰靈塔南面東西にある鉄製花台一对、昭和38年（1963）に上野市遺族会（現伊賀市遺族会）から寄贈された慰靈塔南西に立つ手水塔についても慰靈塔と一体的な機能を果たすものである。</p> <p>誰もが訪れる事ができる上野公園の一角に建てられたこの慰靈塔と付属の諸施設はその慰靈の精神を後世に伝えるための象徴として貴重な建築である。</p>
その他参考となる事項	上野公園のこの一角には本慰靈塔に続き、昭和34年（1959）に芭蕉翁記念館、昭和38年（1963）にレストハウスが建設された。これらはいずれもコンクリートを素材に様々な表情を見せるモダニズム建築で、城下町の近現代建築群に含まれ、日本イコモス国内委員会20世紀遺産に選定された街の象徴となるものもある。
調査者(年月日)	滝井利彰（令和5年12月18日）
文化財指定	有形文化財（建造物）



上野公園慰靈塔 附獻詩碑 鐵製花台一對



手水塔



獻詩碑



鐵製花台（東）



鐵製花台（西）



手水塔

上野市慰靈塔紀要

設計図案

全国懸賞競技入選者

東京都 小倉傳治

審査員

名古屋工業大学教授 城戸久

大阪市立大学教授 瀧澤眞弓

上野市長 豊岡益人

設計監理

大阪市日建設計工務株式会社

工事施工

上野市大興土建株式会社

現場監督 福澤茂一

建設

昭和二十年五月

碑銘 上野市長 豊岡益人

獻詩

小倉伝治

春、丘にさえずる小鳥たちよ
今日もまた、かわらぬ誓いの歌をもて
たからかに満ち充たさん、記念堂を

夏、麗わしき太陽のひかりよ
獨りベンチに座して、白壁の樹影に向い
過ぎし日のこととも、語りくれむ

秋、さりやりと散りしく落葉よ
この四角なる壁の中、我等と併に
溢れる涙、たやすことながれ

冬、だんだん南々と降り積む雪よ
ふか深かと、純白の折りの果てに
とわの安らぎに、眠らせたまへ

令和7年3月5日

伊賀市教育委員会 様

伊賀市文化財保護審議会
会長 滝井 利彰

伊賀市指定文化財の答申について

次の文化財を伊賀市指定文化財とすることを答申する。

- ・有形文化財（建造物）波多岐神社本殿 附棟札 15枚
(土橋 波多岐神社)
- ・有形文化財（建造物）上野公園慰靈塔 附獻詩碑 鉄製花台一対 手水塔
(上野丸之内 伊賀市)



令和7年第4回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2025年（令和7年）3月24日（月曜日）10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室202
3. 出席者 : 谷口教育長、岡森委員、中委員、野口委員、内藤委員、川部事務局長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、川口生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 1人
5. 協議事項 :
- 議案第14号 教育委員会職員の任免等について
 - 議案第15号 伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部改正について
 - 議案第16号 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の一部改正について
 - 議案第17号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正について
 - 議案第18号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱について
 - 議案第19号 伊賀市指定有形文化財の指定について
6. 報告事項 :
- ① 令和6年第2回伊賀市議会定例会令和7年2月定例月会議 教育行政関係一般質問について
 - ② 伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について
 - ③ 令和7年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式について
 - ④ 寄附について
 - ⑤ 企画展示の実施について
 - ⑥ その他

閉会： 11時10分 署名委員： 内藤委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。年度としては最後の教育委員会になります。大分春らしくなってきました。先日、俳句バトルの催しがあり、子どもたちが読み合い、審査の上、優れたものを決するという、実に単純な過程で進行いたしましたが、子どもたちも大いに盛り上がり、私も選ぶことを楽しむことができました。俳句を新たな形にて、子どもたちに良き機会を与えられたことに、感慨深く帰途についた次第でございます。

ます。教育委員会の中においては、様々な行事が終了し、反省も行いながら、明日、閉会日に予算が通過すれば、次年度の予算に基づき進めて参る所存でございます。また、皆様方には引き続きお願ひ申し上げます。

それでは、これより令和7年第4回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、内藤委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、内藤委員といたします。
よろしくお願ひします。

教育長 日程第2 令和7年第3回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります
が、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございました
ら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第14号 教育委員会職員の任免等についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。この定例会のメンバーでは生涯学習課の川口課長が人権政策課へ異動され、後は役職が変わる人がいますが残っていただくということでございます。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第14号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案14号は、可決いたしました。
日程第4 議案第15号 伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。
学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。県が栄養教諭を講師と認めるということになったので、栄養教諭を入れるということになったわけです。

委員 今まで栄養士のみを持ち、教員の免許を有しなかった者は、雇用されなくなるのでしょうか。

学校教育課長 学校栄養職員という形で、今までどおり学校配置になります。

教育長 その該当者は伊賀市にいますか。

学校教育課長 来年度はおりません。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第15号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案15号は、可決いたしました。
議案第16号 伊賀市自校式学校給食用物資納入事業者の登録に関する要領の一部改正についてを議題といたします。
学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。プラットホーム等の工事の進捗はどうですか。

学校施設室長 先週の金曜日で給食が終了したため、金曜日から着手し、2校は3月中で完了、青山小学校は4月3日に完了の予定です。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

委員 自校式給食の学校はなくなったのですか。

学校教育課長 上野東小学校、上野西小学校、友生小学校が自校式です。ただし、令和9年度から、上野西小学校と友生小学校がいがっこ元気へセンター化する予定です。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入れます。議案第16号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案16号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、日程第5 議案第17号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。
文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。1年延ばすということです。
今年はホテルが開業して、来年3月には図書館だけオープンして、一旦そこでこの委員会は終わりになりますか。それとも、その後の庁舎の傷み具合など利活用後もみていくのですか。

文化財課長 改修工事につきましては、文化財の保守の部分では大きな影響がないだろうと考えておりますので、一旦この改修が終われば委員会も終わりと思っております。

教育長 令和8年3月31日までで一旦これは終わるという事でございます。

委員 今のところ工期としては、最終日いつごろ完了ですか。

文化財課長 文化財に関わる部分ですと来年度中には終わる予定です。

教育長 ホテルにする際、文化財の方向性に関して、これまでに指導を受けたことはございましたか。

文化財課長 床を上げることや、防火の観点から天井を一度全て剥がすか、傾斜天井の扱いについて議論がございました。改修前の状態の納め方にできないかとのご指導もいただきました。しかしながら、PFI事業であるため、コスト面も考慮し、なるべく手間のかからぬ方法で、全体の雰囲気を損なわぬよう折り合いをつけてまいりました。

教育長 図書館の部分では問題はないですか。

文化財課長 図書館の部分は特に価値が高いものであり、設計業者も非常に良く理解していただいております。床を上げる際には暖房を入れる予定ですが、そうなると下の部分が保存されることとなります。このため、改修を行っても、当初の状態が保存された形で維持されることとなります。ただし、エレベーターを設置する際にはコンクリートを碎かなければならない部分もございます。このような部分については、事前に図面や写真を撮り、記録を残しながら現状変更の作業を進めております。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第17号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第17号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第18号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱についてを議題といたします。
文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第18号に対し、原案ど
おり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第18号は、可決いたしました。

教育長 議案第19号 伊賀市指定有形文化財の指定についてを議題といたします。
文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。この2つのものを市指定の
文化財としてはどうかということです。昭和の建物として指定文化財として認め
られているのは慰霊碑と旧庁舎の他にありますか。

文化財課長 指定文化財としてはこれだけです。

教育長 この慰霊碑の価値というのはひとと言でいうと何ですか。

文化財課長 11ページに記載しております。設計協議におけるいわゆるコンペで審査さ
れたところなのですが、記念碑建造物の観念を一切放棄し、普通の記念碑的な
ものを意識した非常にモダンな形の建造物になっております。独創的で下に丸
い柱があり、上がっているデザインになっていて、そこに祈りを捧げることを
意識しているのが一番大きなところだと思います。2段落目に書いてあります
けども、4メートル四方の木台に30センチの変形のコンクリートがあって、
壁が支えている。壁は剥離の仕上げで、このこと自体が古来の概念を超えた精
神の現れであり、非常に建物の評価が高いというところでございます。

委員 指定されることによって、維持費などの出どころが変わるのでしょうか。

文化財課長 はい。指定文化財にすることによって、修理等については教育委員会が補助
金要綱に従って最大2分の1の補助をするということになります。

委員 慰霊碑というものを文化財登録されることは他市でもあるのでしょうか。

文化財課長 はい。一例あったと記憶しております。

委員 慰霊碑を文化財登録するというイメージがなかったので珍しいのかなと思つ
て聞かせてもらいました。

文化財課長 場所は失念しましたが、事例はあったと記憶しております。

教育長 新しい昭和の建物では、何年くらい経っていれば残すなどの基準はあるのですか。

文化財課長 法令で決められてるわけではないのですが、50年が目安になっています。近代の国土建築においては、建て替えが進み、デザインや装飾が歴史的に優れたものが高度化される中で、価値のあるものはしっかりと残していくという国の動きがございます。名古屋のテレビ塔も指定されておりまし、市においても近代建築であっても良いものについては、将来にわたって伝えていくことが必要と考えております。

教育長 わかりました。こういったことでこの二つが選ばれたということです。他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第19号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第19号は、可決いたしました。

教育長 それでは、日程第6 報告説明事項に移ります。
事項①番 令和6年第2回伊賀市議会定例会令和7年2月定例月会議 教育行政関係一般質問についてを私から説明をさせていただきます。

(教育長説明)

教育長 事項②番 伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正についてを説明お願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 事項③番 令和7年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学(入園)式についてを説明お願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 続いて、事項④番 寄附についてを説明お願いします。

(文化財課 説明)

教育長 続いて、事項⑤番 企画展示の実施についてを説明お願ひします。

(上野図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

教育長 事項⑤番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。
これをもちまして、第4回定例会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

11時10分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員